平成２５年（フ）第３９１号
福岡市西区内浜１丁目４番１―906号
債務者　上瀧　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１７号
福岡市東区和白丘４丁目２番１―603号
債務者　岩本　金三
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋嶋　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２０号
福岡市城南区別府２丁目20番44号
債務者　横田　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田野桜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７６号
福岡県大野城市若草４丁目２番２号　コーポ森山101号
債務者　秋吉　政江
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴　　利絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目83番地　五反田ハイツ305号
債務者　日野富美雄
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　嘉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８５号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
債務者　渡邉　敏子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　吉安
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７号
北海道亀田郡七飯町字大沼町735番地
債務者　吉國真巳子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８４号
北海道瀬棚郡今金町字今金459番地の147
債務者　鈴木　正孝
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３４号
函館市堀川町５番１―503号
債務者　高橋　佳巳
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
山形県上山市弁天２丁目12番11号
債務者　関野　信子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
山形県西村山郡大江町大字藤田586番地の２西原住宅Ａ棟１号
債務者　白田雪江こと　王　　思邁
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
山形市篭田３丁目１番４―105号　ベルゾーネかごた
債務者　佐藤紗理衣（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
山形県寒河江市仲谷地１丁目１番地の７　エスポアール美原101、前住所新潟県新潟市東区物見山４丁目６番14号　アネックスホソノＥ号
債務者　土田　春香
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
山形市桜田東２丁目２番12号　タウンハウス桜田Ｂ203号
債務者　矢口　光彦
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
山形県村山市大字大久保甲45番地４
債務者　片桐　光浩
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０号
島根県出雲市渡橋町751番地４
債務者　森田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３１号
三重県志摩市磯部町穴川114番地
債務者　大形　智代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係